

通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業(青梅市)
重要事項説明書

社会福祉法人真光会 喜久松苑デイサービスセンター (2024.4.1)

1. 社会福祉法人真光会 喜久松苑デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	社会福祉法人 真 光 会 喜久松苑デイサービスセンター
所 在 地	東京都青梅市柚木町2丁目462番地の1
電 話 番 号	0428-76-2080
サービスの種類と 指定事業者番号	通所介護 第1号通所事業 東京都 第1372800571号
サービスを提供する対象地域	青梅市

(2) 設備に概要

定 員	25名	静 養 室	1 室
食堂兼機能訓練室	1 室	相 談 室	1 室
浴 室	一般浴槽・特殊浴槽	送 迎 車	5 台

(3) 営業時間

月 ~ 土 曜 日	午前8時30分～午後5時30分
定 休 日	日曜日 年末年始 (12月30日～1月3日)

(4) 職員体制

喜久松苑デイサービスセンターの職員体制は、「重要事項説明書別紙1」のとおりです。

2. 提供するサービス内容

(1) 送 迎

運転手及び添乗者で安全運行を第一にご利用者の心身の状況に応じて適切に援助します。

(2) 食 事

ご利用者の心身状態や能力に応じた食器・自助具等を使用し、できるだけご自分で食べられるように支援するとともに、献立は季節感を大切に栄養のバランスを考えたメニューを食べやすく調理した食事を提供します。

(3) 入 浴

安全でゆとりある入浴をご利用者一人ひとりの心身の状況や能力等に応じて援助します。

(4) 機能訓練

日常生活を営むのに必要な心身機能の低下の防止及び維持回復が図られるよう、日常生活動作訓練等を行います。

(5) 生活相談

ご自宅等で生活が快適に送れるよう、又、介護上の問題や悩み及びサービス等なんでもご相談ください。

3. 喜久松苑デイサービスセンターが提供するサービスについての担当・相談窓口

(1) サービス提供責任者

職 種 生活相談員

氏 名 塚本 史子

電話番号 0428-76-2080 (午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分)

※ ご不明な点は、どのようなことでも、お尋ねください。

4. 料金の支払方法

(1) 料金の支払い方法は、銀行振込及び現金集金の二通りの方式からご契約の際に選べます。

(2) 利用月末日までの利用料等の請求書は、翌月の 10 日前後に送付いたします。

(3) 利用料等のお支払は、原則として翌々月の 25 日までに、お支払ください。

(4) 領収書は、利用料等お支払後、発行します。

5. サービス利用の方法

(1) サービスの利用開始

通所介護計画等の作成とともに、契約を結んでいただき、サービスの提供を開始いたします。尚、居宅サービス計画、又は、介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員、地域包括支援センターにご相談ください。

(2) サービスの変更

サービス利用日等サービス内容の変更を希望する場合は、事前にお申し出下さい。

(3) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了させる場合は、サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当喜久松苑デイサービスセンター（以下「事業所」といいます。）のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了 1 ヶ月前までに、文書でお知らせいたします。

③ 次の各事項に該当することとなった場合は、自動的にサービスの提供を終了いたします。

イ. 利用者が介護保険施設に入所した場合。

ロ. 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。尚、この場合、条件を変更して、再契約することがあります。

ハ. 利用者がお亡くなりになった場合。

④ その他

イ. 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は、文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了することができます。

ロ. 利用者が、サービス利用料金の支払を 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14 日以内に支払われない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返された場合、又、利用者が入院もしくは病気等により 3 ヶ月以上に渡ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、利用者やご家族が当事業所や当事業所の職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、当事業所は、文書で通知することにより、即座にサービスの提供を終了することができます。

6. 当センターの通所介護サービスの特徴等

(1) 運営方針

ご利用者が要支援・要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、人生を尊厳を持って自立した質の高い生活をご利用者自らが有する能力を最大限に活か

しながら送ることができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等及び社会的孤立感の解消や心身の機能の維持並びに、ご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう援助を行います。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	無	
時間延長実施の有無	有	
サービスマニュアルの作成	有	
従業員への研修	有	
身体拘束	無	
ボランティアの受入	有	

(3) サービス提供にあたっての留意事項

① 送迎時間の連絡

お約束の送迎の時間が道路事情等により若干前後することがございます。どうぞご了承ください。

② 体調確認

事業所来所時に、看護職員等による健康チェックを行います。

③ サービスの中止、変更、振替

当事業所は福祉施設ですので、医療対応は応急的なことしかできません。体調不良の場合でサービスの提供が困難であると当事業所が判断した場合は、サービスを変更、中止していただく場合があります。

天候不順（降雪、台風等）又は、災害等によりサービスの実施が困難な場合はサービスを変更、中止していただく場合があります。

サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

④ 連絡事項

主治医よりの注意事項や体調の変化などがある場合は、必ずご連絡ください。

⑤ 報告事項

感染症（結核、肝炎、MRSA、伝染性の皮膚疾患等）がある場合は、必ず事前にお申し出ください。当事業所が必要と認めた場合は、診療情報提供書を提出していただくことがあります。

⑥ 相談

介護のことなどでお悩みのこと、お困りのこと、ご心配なことがありましたらお気軽にご相談ください。

⑦ その他

ご利用時、多額の金銭や貴重品等のご持参なさらぬよう、ご注意願います。

又利用者間の金銭の貸借、物品の貸借、食べ物のやり取りは、ご遠慮ください。

さらに、施設内での政治活動、宗教活動、物品の販売等の行為は、厳禁いたします。

7. 緊急時の対応方法

(1) サービス提供中に、容態の変化等があった場合は、主治医へ連絡するとともに、ご家族への連絡等、必要な対応を迅速に行います。

8. 相談、要望、苦情等の窓口

喜久松苑デイサービスセンターに関する相談、要望、苦情等は、下記相談窓口までお申し出ください。

☆ サービス相談窓口 ☆

電話番号 0428-76-2080
担当部署 喜久松苑デイサービスセンター
担当者名 生活相談員(塚本 史子)
受付時間 (月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時30分)

☆ 区市町村の窓口 ☆

電話番号 0428-22-1111
担当窓口 青梅市介護保険課

☆ 東京都国民健康保険団体連合会 ☆

電話番号 03-5326-0878
担当窓口 東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部相談指導課

9. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 真光会
代表者役職・氏名	理事長 志水 守
所在地	東京都青梅市長湊4丁目377番地
電話番号	0428-23-4038
定款の目的に定めた事業	第一種社会福祉事業 第二種社会福祉事業 公益事業
施設・拠点	介護老人福祉施設 4ヶ所 短期入所生活介護 4ヶ所 通所介護 3ヶ所 訪問介護 1ヶ所 小規模多機能居宅介護 1カ所 居宅介護支援事業所 2ヶ所